「ETC2. 0装着車への通行許可の簡素化」 特車ゴールド制度について(情報提供)

1. 制度概要

- ①業務支援型ETC2. 0 (特殊用途用GPS付き発話型車載器 注1参照)を装着し、かつ事前に利用規約等に同意して、車両 情報や車載器に関する情報を登録した車両(注2参照)は道路 法第47条の3第1項に規程される大型車誘導区間内の経路選 択(通行)が原則自由となります。
 - 注1) GPS機能及びスピーカを内蔵した独立型車載器
 - 注2) 車両の通行の許可の手続き等を定める省令第7条で定める基準に適合した車両(バン型等特例8車種のトレーラ及び新規格車等)。
- ②また、当該車両が道路法に反して通行している場合(注3参照)を除き、許可更新時の手続きも自動化されます。
 - 注3) 例えば寸法・重量や経路の違反等が確認され通知が行われた場合
- 2. 開始時期

平成28年1月25日13:00より開始。

3. 注意事項

①<u>ETC2.0は2種類あります</u>ので利用する際には注意が必要です。

今回の特車ゴールド制度に使用できるETCは単独使用の<u>業務</u> 支援型ETC2.0車載器のみが対象となります。ナビ連動型 のETC2.0車載器、及び一般型(GPS付き発話型車載器) では本制度では利用できません。

また、ETC機能を外しての使用はできません。

- ②利用に際しては特車申請の際に車載器の事前登録が必要となります(オンライン申請時のみ利用可能です)。
- ③特車申請については最低1経路の申請が必要となります。特車申請が全て不要となるわけではありませんので注意が必要です。また、制度を利用する場合には申請画面上でETC2.0簡素化制度利用登録画面が現れますので、利用に際しては車載器管理番号の登録と「同意する」とのボタン操作が必要となります。

- なお、<u>申請窓口は関東地方整備局のみの選択</u>となりますので提出先窓口は「関東地方整備局本局」を選択する必要があります。
- ④自由走行となる大型車誘導区間については経路により条件が附される場合がありますので事前に通行条件の確認が必要となります。通行条件についてはインターネットでの閲覧及び印刷可能な情報が地図データとして提供されます。
- ⑤許可証の携帯については申請を行った1経路の許可書類の他、通 行を予定する全ての誘導区間の「大型車誘導区間算定帳票」と「大 型車誘導区間内経路図」を印刷の上携行する必要があります。自 由走行となる誘導区間の通行条件は地図上の条件に基づき通行 することとなります。地図については許可証の条件書(表面)に 記載されているURLをクリックすると大型車誘導区間内の通 行条件マップが出力できます。ただし当面の間はモデル車両によ る通行条件マップとなります。
- ⑥大型車誘導区間に接する目的地については、追加の許可は不要です。大型車誘導区間から外れる目的地の追加については従来通り追加申請(原則出発地から目的地まで)が必要となります。
- ⑦ETC2. 0に係わる道路情報の案内は音声で行われます。
- ⑧2014年以降走行経路実験の為に国交省が無償で配布・取付を行ったITS車載器はそのまま業務支援型ETC2.0車載器として使用できます。ただし、ETC機能を外して使用している場合には特車ゴールド制度の利用のみとなり料金利用はできません。また従来より販売している発話型DSRC車載器は一般消費者用ですので本制度には利用できません。

以上

ETC2. O車載器の販売状況

— : O — : O — : - : - : - : - : - : - : - : - : - :				
	特殊用途用GPS・スピーカ内蔵 業務支援型(単独型) 特車ゴールド対応		対応車載器 (カーナビ連動型)	GPS・スピーカ内蔵 一般型(単独型)
			特車ゴールド非対応	
パナソニック	◎発売中	走行経路実 験が2014年 以供供したITS 提供置後来の 送型DSRC 車載発 利用不可	一般消費者用 カーナビ連動型 (発売中)	一般消費者用 発話型(GPS付) 一部メーカーより 発売中 発売予定
デンソー	3月頃発売予定			
三菱電機				
クラリオン				
パイオニア				
アルパイン				
富士通テン				
古野電気	○発表有り			

用語 DSRC車載器:ETC2.0に対応した既存型一般消費者用発話型(GPS付)車載器

- ※デジタコ、ドライブレコーダとETC2.0の連動は同一メーカーの組合せのみ可
 - ・矢崎総業はパナソニックよりOEM供給予定のETC2. O使用可
 - ・富士通はデンソー製ETC2. O使用可
- ※運行管理支援サービスについては業務支援型車載器を推奨



平成28年1月22日 国土交通省道路局

ETC2. O装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度開始について

国土交通省では、道路を賢く使う取組の1つとして、ITを活用した賢い物流管理を推進しています。

ETC2. O装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度を<u>平成28年1月25日(月)13:00</u>より開始します(別紙参照)。

ETC2. Oを活用した本制度の導入により、深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送について、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となり、物流効率化への効果が期待されます。

なお、昨年11月25日から12月24日までの間に実施しました、本件に係るパブリックコメントの結果、適正利用者について更なる簡素化を求める声など、31件のご意見が寄せられました。皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

くお問い合わせ先>

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 池田、中野

TEL: 03-5253-8483 (内線 37432、37436) FAX: 03-5253-1617





ETC2. O装着車への特殊車両許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度開始について

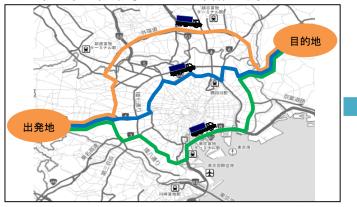
平成28年1月25日(月)13:00より開始

業務支援用ETC2. O車載器を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録いただいた車両は、大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行います。そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化できます。

また、許可更新時の手続きを自動化し、手続きが従来に比べ簡素化されます。

【現 行】

申請・許可された経路のみ通行可能 (一本一本の経路毎の大量な申請が必要)



【特車ゴールド】

大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能 (複数経路を1つの申請に簡素化)



ご利用にあたっての注意事項

◆ 対象車両

大型車誘導区間申請に適合する車両※1、かつ業務支援用ETC2. O車載器※2を装着した車両

- ※1 車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)第7条の車両諸元等に適合する車両
- ※2 特殊用途用GPS付き発話型車載器

◆ ご利用方法

制度を利用される際は、特殊車両通行許可オンライン申請システムで下記の手続きを行ってください。

- ①車両の利用登録(初回のみ)
 - 利用規約等に同意し、車両番号や車載器に関する情報を入力して登録を行ってください。
- ②特殊車両の通行許可申請

従来通り通行許可申請を行ってください。①の登録車両で、大型車誘導区間を経路に含む申請については、簡素化制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

◆ 更新手続きの自動化・違反の場合の取扱

更新時には申請書を自動作成し、電子メールで申請者に送付します。電子メールの指示に従って更新に同意(ワンクリック)していただくだけで、更新申請ができます。

ただし、<u>法に違反した通行</u>(例えば重量や経路の違反)が確認され、通知を行った場合は、<u>自動更新を不可</u>とします。 ※現地取締や自動重量計測、ETC2. Oを用いて違反の状況を把握します

詳しくは、オンライン申請Webページの『ETC2. O装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html をご確認ください。